議案第 １３６ 号

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年周南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第３項第２号の次に次の１号を加える。

（２）の２　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第10条第３項第３号の次に次の１号を加える。

（３）の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（参　考）

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
（放課後児童支援員等） 第10条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）・（２）　（略）	（放課後児童支援員等） 第10条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）・（２）　（略） （２）の２　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
（３）　（略）	（３）　（略） （３）の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 エ　外国の大学を卒業した者
（４）～（10）　（略）	（４）～（10）　（略）

現行	改正案
4　（略）	4　（略）